

**東京都環境審議会  
企画政策部会（第12回）**

日 時：平成17年10月21日（金）午後4時00分～  
場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室23

【谷上企画調整課長】 委員の皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第12回東京都環境審議会企画政策部会を始めさせていただきますと思います。

私、事務局を務めさせていただいております環境局総務部企画調整課長の谷上でございます。ことし7月に着任いたしました。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況ですが、飯田委員、原委員、原沢委員におきましては、ご欠席との連絡がございました。少し遅れておりますが、大塚委員、原田委員はご出席の予定ですので、間もなくいらっしゃるかと思っております。現時点で6名と、定数11名の過半数に達しておりますので、審議会規則の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、福川部会長にお願いしたいと思います。福川部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【福川部会長】 どうもこんにちは。お忙しい中、ありがとうございます。それでは、始めさせていただきます。

きょうの議事は、前に引き続いて環境基本計画の点検ということです。前は7月15日だったんですが、3カ月ぶりにお会いいたしました。資料5を見ていただきまして、「点検の実施について」と書いてありますが、その裏側を見ていただきますと、「環境施策の体系」というのがあります。前は、ここに書いてある上の3つの目標、「健康で安全な環境の確保」「都市と地球の持続可能性の確保」「自然環境の保全と再生」、この基本目標に関して、それぞれの基本目標がそれぞれの程度進捗しているのかということについて報告をいただいて、議論をしたということです。

それで、きょうはその続きと、それからその残りをやるわけですが、前半と後半の2つに分けて、前半では3つの基本目標に関して、前回の議論を踏まえてそれぞれの各分野ごとの課題を事務局が整理されておりますので、その説明をしていただいて、まず議論をする、これが前半です。

後半は、この7ページの体系の下の方にある「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」「環境の確保に関する配慮の指針」「計画の推進」、この3つに関して、今度は進捗状況を改めて整理していただいて、ご意見をいただく、こういう段取りになっています。

全体としてなるべく1時間半で終わる、そういう忙しい会議なんです。

それでは、すみませんが、まず前半に早速入りたいと思いますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【小川副参事】 本日はよろしくをお願いいたします。環境局総務部調整担当副参事の小川と申します。前回に引き続きまして、私から資料の説明をさせていただきたいと思います。

前回は、私の要領を得ない説明で長くなってしまいましたので、きょうはできるだけ簡潔に説明させていただいて、ご議論をたくさん頂戴したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、資料2をご覧ください。こちらで説明させていただきたいと思います。

なお、前回の資料につきましては、参考資料ということでお手元に配付させていただいておりますので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

早速ですけれども、表紙を1枚おめくりいただきまして、内容について説明させていただきたいと思います。

前回、今、部会長からご説明がありました「健康で安全な環境の確保」「都市と地球の持続可能性の確保」「自然環境の保全と再生」ということで、3分野について進捗状況をご説明させていただきました。今回はその課題ということでご説明させていただきます。

まず、第1節、自動車公害対策の部分についてですけれども、ディーゼル車を中心とする排出ガス規制の徹底として、来年、平成18年4月から2段階目の規制を着実に実施するなど、大気汚染の改善を確実なものとしていく必要があるという部分が今後の課題として挙げられます。

続きまして、「次世代技術による自動車の環境性能の向上」という部分ですけれども、これにつきましては、都が石油連盟へ要請いたしまして超低硫黄軽油またガソリンの供給が整ってまいりまして、次世代規制に適應する車の供給が可能になってきている状況でございます。今後はこうした状況の中で、これまで対象としていた粒子状物質よりもさらに粒径の小さいナノ粒子などについての健康影響に着目した調査研究など、こういう部分を進めていくことが必要になってくるという認識でございます。

さらに、一番下のポツですけれども、温暖化対策の観点からバイオマス燃料などについてもその利用可能性について検討を進めていく、こういう部分が必要だという認識をしております。

1枚おめくりいただきまして、3の「自動車への依存を減らす都市づくり」という部分でございますけれども、これは温暖化対策、また都市づくりと関連して出てくる重要な部分だ

と認識しております。都市づくりの関係で開発に伴う発生集中や温暖化の観点から自動車交通量の抑制を進めていく。全体を概括して説明させていただいておりますけれども、そういうことが必要であるという認識をしております。特に公共交通機関への転換、物流対策、駐車対策など、都市づくりの中で自動車対策を進めていく、こういう検討をしていくことが必要であると考えてございます。

続きまして、第2節、次のページをご覧ください。「有害化学物質対策の推進」でございます。

第1番目の「有害化学物質の規制、監視の強化」としましては、VOCですとか船舶による大気汚染物質の排出抑制に取り組むことが必要であると考えております。

次に、「予防原則とリスクコミュニケーション」に関しましては、これまでの個別規制とともにあわせて環境リスクを明らかにしつつ、新たな国内外の動向も踏まえた化学物質対策のあり方を踏まえて検討していくことが必要だと考えております。

さらに、3番目の「水質・土壌汚染の回復」でございますが、過去の負の遺産である土壌汚染またアスベスト対策などについては、これから新たな事例の顕在化も視野に入れ、総合的に対策を講じることができる仕組みなどを検討していくことが必要ということで考えてございます。

資料をおめくりいただきまして、第3節の騒音・振動等につきましては、これまでの典型7公害について、これまで同様引き続き着実な施策を展開していくことが必要だということで考えてございます。

第1章につきましては以上でございます。

次のページをご覧ください。第2章「都市と地球の持続可能性の確保」ということで、第1節「地球温暖化の防止」の部分でございます。

まず、はじめに「エネルギー需要マネジメント」として、今回条例改正により強化・創設した制度等につきまして、確実に運用していくとともに、より高い削減目標を誘導できるようなものを検討していくことが必要だと考えております。また、条例対象外の中小規模事業者またエネルギー供給事業者に対しても対策を促していくような仕組みもしくは取り組みが必要だというふうに考えてございます。

続きまして、「運輸部門における取組の強化」の部分でございますが、先ほどの自動車のところとも関連いたしますけれども、自動車から排出される二酸化炭素の割合は非常に高く、これについても、共同配送など都内交通量の削減やエコドライブの普及拡大など、対策を一

層強化する必要があるという認識でございます。

さらに、3つ目の「都市づくりの観点を踏まえた総合的な施策の推進」の部分ですけれども、都市活動や都市構造のあり方そのものを転換し、環境配慮型の都市づくりを進めていくような施策の検討が必要になると考えております。

1枚おめくりいただきまして、裏面になります。「自然エネルギーなどの導入と活用」の部分でございますが、現在パイロット事業をこれまで実施してきております。今後、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた仕組みづくりを行っていくことが必要だと考えております。

3番目の「経済的手法の検討」の部分ですけれども、「経済的手法の検討」につきましては、現在、金融機関との連携等も進めてきております。今後その連携の強化や、税制等も含めてさまざまな検討が必要になってくるという認識をしてございます。

第2節、次のページをご覧ください。「ヒートアイランド対策の展開」の部分でございます。「ヒートアイランド対策の展開」では、まず都市レベルでの対策といたしまして、継続的に対策を実施していくため、中長期的な視点に立つこと、また全体的に環境配慮の都市づくりが進められるような施策の検討が必要であると考えております。

次のページをおめくりください。次に、「2 街区、建築物での被覆対策」といたしまして、屋上緑化や反射性塗料の利用などの誘導を進めていく仕組みを整えていくとともに、舗装の転換についても検討を進めていくことが必要としております。

さらに、3番目の「人工排熱の抑制対策」といたしましては、条例、諸制度等を活用いたしまして確実な成果を上げていくことが必要としております。

次に、第3節「廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進」でございます。第3のこの部分につきましては、製品の長寿命化などにより廃棄物の発生抑制に取り組むとともにリサイクルを進め、廃棄物の排出量を抑制することが必要であると考えております。また、廃プラスチック等につきましては、循環利用の仕組みなどを確立させていくことが必要であると考えております。

次に、「2 環境負荷が少なく、信頼性の高い中間処理・最終処分の推進」といたしましては、有害廃棄物等の適正処理を進めるなどして、信頼性の高い中間処理、最終処分を確実にやっていくことが必要としております。

また、3の不法投棄の撲滅のところですが、不法投棄など産業廃棄物の不適正処理を防止するため、周辺区市と連携した取り組みを引き続き行っていくことなどが必要としております。

1 ページおめくりください。最後に、第3章「自然環境の保全と再生」の部分でございます。第1の「多摩の森林と丘陵地の保全と再生」の部分でございます。

まず、自然の保全と再生につきましては、多摩の森林再生の事業につきまして、今後着実に実施していくことが必要であること。また、丘陵地や農地、屋敷林など失われつつある緑をより多く残していくため、現行制度の強化など、税制等も含め検討していくことが必要である。さらに、緑地の適正管理に向けたボランティア活動等への支援またその経費等の確保についてもその方策を検討していくことが必要としております。

次に、第2節になります。1 ページおめくりいただきまして、「水質の保全と水循環・水辺環境の再生」の部分でございます。

はじめに、「河川・海域における水質の保全」の部分では、河川等の水質の改善のため、非特定汚染源に対する効果的な対応策を検討することが必要であると考えております。

2 番目の「水循環の再生」の部分につきましては、雨水浸透をまちづくりと連携して対策を進めていくための方策を検討すること、また地下水については地盤沈下の防止と有効利用について適正管理の検討が必要であると考えております。

1 枚おめくりいただきまして、最後のページになります。「生物多様性の確保と自然とのふれあい」の部分でございます。

初めに、「1 生物多様性の確保」の部分でございますが、ここにつきましては、適切な個体数管理を進めていくとともに、希少種の保護のあり方について検討していくことが必要であると考えております。また、自然公園など利用と保護のバランスを図りつつ適正な利用と管理を進めていくことが必要であるというふうな認識を持っております。

非常に駆け足でポイントのみを説明させていただきました。前回に引き続き大きな方向観を示していただけるご意見等を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【福川部会長】 大変簡潔に説明していただきました。大きい方向観を持ったご意見をいただきたいというお話です。

前もありましたけれども、百貨店みたいにありとあらゆる私たちの生活に関連するものや経済活動に関連するものが全部出てきてしまいますので、細かく見ていると幾ら見てもきりがないですが、簡潔に説明していただきましたし、大きな方向性をとということですので、ぜひそういう観点からご意見をいただければと思います。

それでは、どうやりましょうか。一応順番に見ていきますか。話はそれでも構いませんの

で、とりあえずご説明して……。いや、まず全般的な話をいきましようか。何か全般に関してご意見とかご質問とかありましたら、どうぞ自由にお出しください。

【下村委員】 私、まだ要領を得ておりませんので、基本的なところをおうかがいしたいのですが、今日お出しいただいたものは次期の基本計画の課題になる部分ということでよろしいですか。

【福川部会長】 そうですね。

【下村委員】 前は今までの……。

【福川部会長】 前は進捗状況のチェックで。

【下村委員】 それを踏まえて、それが達成された後、次期に何をしようかということでもよろしいわけですね。

【福川部会長】 それでいいと思いますが、事務局はそれでいいですか。

【下村委員】 ちょっと違いますか。

【福川部会長】 ちょっと違う……。

【小川副参事】 スケジュール的なところはともかくといたしまして、今の基本計画でこれまでの進捗状況を、個別の施策については前回お話をさせていただきまして、ほぼ達成しているものもあれば、書いてあるけれども、まだ進んでいないものもあると。今の基本計画の中でまだ取り組みが弱い部分について今回課題として取り上げた部分と、この3年間に社会的な状況ですとか、それぞれの個別の課題について状況の変化等しているものもありますので、その部分については、改定する・しないにかかわらず、これから取り組んだ方がいいですよという部分もあるかと思えます。そういう認識で書き込んだ課題という部分もあります。この2つがあります。

【福川部会長】 ということです。いかがでしょうか、と言われてもなかなかいろいろあって……。

【大塚委員】 この間の意見の中でも、飯田さんがおっしゃって私も賛成していたことがあります。全般的に見て非常に意欲的に取り組んでおられると敬服しているんですが、つけ加えるとすればということになるかもしれませんが、各分野の話に入る前の最初のところに予防原則について追加をお願いできればと思います。予防原則というのは、有害物質との関係で出ているんだけど、有害化学物質で特に問題になることであることは確かにそのとおりだと思いますが、環境全般にかかわることでもあるので、もう少し理念のような話になると思います

ただ、今ごろそんなことを言っても変えられないということかもしれませんので、一応申し上げておくということです。現在の環境基本計画だと、5ページに環境基本計画の基本理念というところがありますので、例えばこんなところに関連する問題ではないかと思いますが、予防原則と汚染者負担原則というあたりは入れていただくと本当はありがたいかと思っております。

【福川部会長】 そういう言い方でいいのかな。今何をやっているかということとの関連で、もう少し大塚委員の意見をそんたくするとどうなりますか。

【小川副参事】 現在の施策の進め方の前提となる部分で、これから恐らく施策を構築していくときに踏まえておくべき視点だというふうな認識で伺っておけばよろしいでしょうか、ひとまず。

それで1点、今の基本計画の4ページにも環境配慮が内在化された社会システムの実現という記述をさせていただいております。予防原則という直接的な言葉はここでは出てこないわけですが、汚染者負担の原則に基づき新たな環境汚染が生じることを未然に防止していかなければならない、こういう記述などもさせていただいておりますので、十分に今の委員のお話を踏まえて次の施策構築につなげていければと考えております。

【福川部会長】 当然、前の基本計画と今の状況は変わってきているわけです。今の記述は全部、基本計画の書いてある項目ごとに進捗状況、課題を説明させていただいております。しかし、その中で例えば予防原則のようなものは本来、有害化学物質対策だけではなく、大きな基本的な原則としてクローズアップされるべきだというふうにご意見をいただいたと、そういうことでよろしいですね。

そんなことを含めて、どうぞさらにご意見をいただければと思います。今のことに関連して、皆さん、いかがですか。別のことで構いませんけれども。

【大谷委員】 じゃ、別なことで。なかなか意見を申し上げるのは難しいんですけども、せっかくですので1つお聞きしたいんです。今ここにご説明いただいた部分は、基本計画の中のまだ未達成の部分と、計画を策定された後、状況の変化で新しく取り組むべきということでまた新たな課題が発生したということで伺いました。前半の基本計画をつくられて、平成14年ですけども、これで3年経過しようとしてまだ未達成である。その辺の状況というか、背景というか、その辺の分析はそれぞれこういう課題ごとには全部整理されていらっしゃるのでしょうか。

要するに、ここに書かれてこうすべきであるというふうな文言がかなり盛り込まれており

ますけれども、その部分が足りなかったののでいまだに未達成である、こういう理解でよろしいわけでしょうか。

【小川副参事】 個別施策それぞれで一つ一つ目標を掲げていくものと大ぐくりの目標があると思います。例えばディーゼルが一番最初のページをご覧くださいますと、まずディーゼル車の規制を平成15年10月からスタートさせて、例えば目標ということであれば、環境基準の達成というところがございまして、こちらで課題にしていた浮遊粒子状物質の目標を達成するということでは、平成16年度に関しましては1局を残してほぼ達成してきている状況であります。それを踏まえて18年度4月から新たな規制という形で2段階目の取り組みを進めていく。例示として言えば、そういうところで記述されているところがございまして。

ですので、個別のそれぞれの目標もしくは数値として掲げているものがあるところについては、かなり精細に照査、整理をして、達成状況の確認はいたしております。

【森口委員】 ようやく大体の状況がわかってきました。前回、第2部の分野別目標の状況のレビューがあったんだと思います。今のこの資料2というのは、分野別で環境問題ごとに関して特に施策としてどういうところを強化していきなり、少し力を入れていくかというご意見を申し上げるタイミングなのかなと思うんです。

すごく個別具体的な話になってしまうかもしれないんですが、きょうの資料の温暖化の防止のところなんです、2章の1でしょうか。温暖化防止の運輸部門の話が書かれています、これは東京都にとって非常に重要な話だと思うんです。ここで言われている運輸部門の排出割合が3分の1という、都の運輸部門 - - これは前回伺った方がよかったのかもしれないんですけども、これはどういう定義でとっておられるのでしょうか。

つまり、都に登録されている自動車なのか、都という地べたの上を走っている自動車なのか。大気汚染対策の場合はそこを走る車ということで割に目的がはっきりすると思うんですが、温暖化対策の場合には基本的にどこでCO<sub>2</sub>を出しても温暖化には寄与するわけで、東京都のお考えとして、都の運輸部門に対して何か政策を打っていくというのは、どういうところに対して働きかけていくことを想定されていたのでしょうか。つまり、都に主要な本拠のある事業者さんなり家庭なり、そんなイメージでよろしいでしょうか。

【都市地球環境部（木村）】 都市地球環境部の木村と申します。

運輸部門の排出量につきましては、都内で走行しています車の走行距離というんです、台数掛ける距離の掛け算をしまして出しておりますので、都内で実際に排出する量をいろいろ

るな統計資料から引き出しております。また、船舶とか鉄道などにつきましても当然出しております。ただ、航空機なんかは羽田空港で給油した分を全部ということで、半分でもいいじゃないかという話もあるんですが、それは全部積んだ量にしております。

【森口委員】 特に自動車の部分が気になったんですが、大気汚染と同じように、上を走っている車ということであれば、基本的には都外の車が流入してくるものも全部入ってくると。そういうものに対して大気汚染対策の場合だとそれなりの理屈が立てやすいと思うんですけど、CO<sub>2</sub>対策になった場合にどういう理屈で都外の車に対してこういうものの働きかけをしていくのか、その理屈がなかなか難しいんじゃないかなという気がしております。都であれば、自動車保有ということ自身にかなり難しい、特にマイカーなんかに関してはディスインセンティブはいろいろあると思うんですけども、流入してくるものも含めて、この3分の1を占めていることに対して政策を打っていくということに対して何か具体的にお考えがあったんでしょうか。

例えばCO<sub>2</sub>を対象としたプライシングみたいなことまで場合によってはお考えになっていたことがありますでしょうか。

【都市地球環境部（木村）】 まず最初に私の方からお答えいたしますが、運輸部門の対策としまして、特に自動車で行きますと、例えば単体対策で燃費をよくするという話になりますと、これは国でやるべきだろうという考えでございますので、国への提案要求という形で、より規制を強化してほしいとか、あるいは大型車で規制がないものについては規制をしてほしい、燃費の基準をつくってほしいというような話の提案はしております。

もう1つ、流入については、都市構造の中で環状道路の整備とかそういうふうな形で取り組むところもございますし、あと交通需要マネジメントあるいはエコドライブという視点もございますので、さまざまな取り組みで都としてふさわしいものをしていこうということで考えております。

【自動車公害対策部（山内）】 自動車公害対策部ですが、企画調整課からこちらへ移りましたので、よろしく申し上げます。

今のご質問なんですけれども、アプローチというのはすごくいっぱいあるのかなと思います。

先ほど木村からご説明しましたとおり、単体対策、特に新車規制、使用過程車規制についても、これはある程度地域を超えてというか、圏域を超えてかかるものなんですね。あとは、今、交通需要マネジメントとか、自動車環境管理計画書に基づいたいろいろな形での指導とか

誘導というものは基本的に都内の事業者を中心に働きかけをするものです。

ただ、排ガス対策もそうだったんですけども、じゃ、流入車の部分を全く無視していいか  
というと、それはそういうわけじゃないと思います。実際ディーゼル車規制のときにも東京  
都の場合には流入車も含めて走行規制をかけていたわけですけど、そういう部分でカバーで  
きる部分もある。ただ、基本的には都内に所有されている車両をまず中心に対策は打たれる  
べきだろうと。可能であれば流入車も含めた施策を打つということが必要になっております。

【福川部会長】 委員の方々に今の関連で何かご意見やご質問とか、そこに一枚加わろうと  
いう方は。

【大塚委員】 今、森口先生がおっしゃったことでもう1つお答えいただきたかったのは、  
プライシングの話があるんです。もし全国でやるとしたら東京都ではないかと言われている  
わけですけども、これはCO<sub>2</sub>だけの話ではなくて、ディーゼルとの関係もあって、今PM  
が結構目標を達成しているみたいなので、あるいはその必要性が少し薄れているのかもしれ  
ませんが、プライシングをかけることについては何かお考えになっておられないのでしょ  
うか。そこをちょっとお伺いしたいんです。

【自動車公害対策部(山内)】 一応ローブラの話かと思うんですが、ロードプライシング  
につきましては、報告書をいただいて、その後、各関係団体とかいろいろなところから意見  
をお伺いしているところです。その中で例えば賦課徴収 - - まずどのような地域を対象に、  
4つの地域の案はあったわけですけど、その中に入っていくところにどういった形で料金、  
プライスをかけるかという話が1つあるのと、その法的な根拠の問題もあります。それか  
ら、そういったローブラを行う上では、東京の場合は迂回交通の確保が非常に重要になって  
いますので、今そうした課題をまだ整理している状況であるということでご理解いただけ  
ばと思います。

【福川部会長】 森口委員の質問はもうちょっと別の話だったような気もするんですけど  
も、大丈夫ですか。

【森口委員】 いえ、ここで余り時間を使うのは本意ではないので、せっかく大塚先生がプ  
ライシングの話をもう1回触れていただいたのと、それから事務局からのお答えの中でまさ  
に環状道路みたいなお話もありましたので。

ちょっと気になりますのは、大気汚染対策であれば、渋滞対策であるとか、なるべくスム  
ーズに流したいというお考えがあると思うんですけども、一方でどこかで歯止めをかけてお  
かないと、スムーズに流せばやはりその分だけ自動車交通というのはほかのモードとの間で

のシェアが増えてくる可能性がある。そうすると、CO<sub>2</sub>対策であると、東京都がせっかく都内の環境のためによかれと思ってやられたことで、かつ歯止めのききにくい東京都外の車がCO<sub>2</sub>の排出増に寄与するようなことになりかねないのかなという気がします。そのあたりは温暖化対策として環状道路の整備という話もよく書かれるんですけども、そのことはそのこととして必要として、何かセットでやらなきゃいけないことがあるのかなと思ひまして、そのことも含めて、プライシングも関心があったものですから、お尋ねした次第でございます。

【福川部会長】 どうもありがとうございます。

ここの個別のテーマであると同時に、要するに日本の一部である東京都がやるべきこと、あるいはなぜやらねばならないかというあたりの考え方、その辺が絶えず問題になるわけですが、ちょっと今テーマになっていたの。

【大野企画担当部長】 自動車公害対策の部分は、環境基本計画の項立てに従って書いているんですけども、3番が「自動車への依存を減らす都市づくり」というテーマです。したがって、我々の基本的な考え方は、今お話があったように、自動車の需要を減らしていくのが基本なんです。

ロードプライシングというのは王道なんです、その王道政策はいろいろ前提条件があって、直ちに打てるところまでいかない。だからといって、「自動車への依存を減らす都市づくり」という方向を捨てるわけにはいかないの、ここではそれ以外の方向でのTDMについてどういうことがあるだろうかという観点でメニューを掲げています。ですから、これらの中でも特にこういう点について強化すべきではないかとか、意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

【福川部会長】 いかがでしょうか、ほかにご意見は。全体として、やれる手は基本計画以降それを実施に移すために、いろいろな制度をつくったり、条例をつくったりということをやってきているわけですね。やれるところはいろいろやってきたし、いろいろ制度をつくらうとして、十分にできたものもあれば、当初考えたものよりもやや十分でない形でできてしまったものもあり、いろいろしているわけですね。

ただ、全体として今回課題をずっと見ていくと、例えば都市構造そのものの話であるとか、ある個別の対象だけにして済まないものがだんだんふえてきているなという印象はあるわけですが、その辺を含めて、さらに今後の方向性を示すという意味でご意見をいただければと思います。

【窪田委員】 個別の要素になってしまうかもしれないんですけども、建築物についてのコメントなんです。全体の都市構造のビジョンというのは非常に重要だとは思いますが、それを個々に構成している建築物についての記述が、これを見ていると非常に限られておまして、どちらかという、例えば道路の被覆だとか建築物の被覆という、何かをつけ足して誘導的にやっていこうという方向は非常によくわかるし、それが現実的なことあるとは思いますが。先ほど予防原則という話がありましたけれども、建築物は一度建ててしまいますと、30年、50年、100年がありますので、予防原則から考えても、建築物に対する規制という考え方をもう少し明確に打ち出す必要があるのではないかなと感じております。

特に最近、景観法なんかもできまして、景観法そのものの評価は別にしましても、認定という制度ができているわけですね。つまり、建築確認以外のルートとして建築物を建てていかどうかという判断を景観という基準でもってやってみよう。それができるのであれば、環境という基準の中で、この建築物は建ててはいけない、建てていいということをいわゆる建築確認以外のルートとして打ち出していくようなことが東京都からできれば、非常に全体が変わっていくんじゃないかな。

それを踏まえた上で都市構造といいますか、全体の総量規制なり、もうちょっと広い方向にも話はつながる - - 両方ともやるべきだとは思いますが。ですので、建築物についてのもうちょっと規制的な考え方を整理して、どういう場合だったら誘導であって、どういう場合だったら規制にするべきなのかというあたりを整理した上で、ぜひ課題として挙げていただきたいなと考えます。

【福川部会長】 ほかに何か今のに関連してご意見がある方はいらっしゃいますか。

事務局で何か、建築に関してこれまでやってこられた取り組みを。難しそうですね。

【小川副参事】 ちょっと難しい話ですが、確かに今、建築物については建築物環境計画書制度を平成13年4月から施行して、今回条例改正してまさに10月1日から新しい強化をしたところでございます。

今、窪田委員からご発言がありました景観などという別の、建築確認以外の切り口もありますということで貴重なご提言をいただいておりますので、何が今すぐできるかというのはなかなか難しいところであるかと思っておりますけれども、こちらとしてもいろいろ検討していきたいと思っております。

【福川部会長】 ページがないんですが、例えば第2節のヒートアイランドのところでは、

全体的に環境配慮型の都市づくりの推進とか、まちづくりと連携した対策とか、もうちょっと前へ戻って地球温暖化防止のところでは当然、都市活動や都市構造のあり方を変えていく。例えばどこにどういう土地利用が行われているかということと、それから当然どういう道路構造であるかというふうなことがいろいろな意味で環境問題に直接かかわっているわけですね。だけれども、全体としては、建築物に関しては、あるいは市街地に関しては個別の建築物への個別性能の対策にどうしてもならざるを得ないような状況があって、それをもうちょっと何とかしたらどうかというのが多分、窪田先生のご意見だったと思います。

【森口委員】 ちょっと関連してといいますか、関連と言うには余りにも大きな話になってしまうのかもしれませんが。きょう、どこに絡めてこのことを申し上げようか少し迷っていたんですけども、今、国の環境基本計画の見直しも進んでおりまして、その中に中長期といいますが、あるいは超長期を見据えたような計画といいますが、そういうことの実現は重要じゃないかということが実は書かれております。その検討に今かかわっているものですから。今、窪田委員からおっしゃった例えば建築物を取り上げると、非常に寿命が長くて、今やったことといいますが、今やらなかったら次いつできるかというのは非常に長い時間がかかってしまうという問題が多分あるんだと思うんです。

そういう意味で第2章全体にかかわるんだと思うんですが、第2章のテーマでありますところの「都市と地球の持続可能性の確保」、これは非常に壮大なテーマかと思うんです。都市の持続可能性といったときに、ここには、分解すると、地球温暖化とヒートアイランドと廃棄物になるんですけども、東京都というまち自身がもう少し広い意味で考えた場合の環境を、数十年ぐらいのスパンで考えた場合の課題というのは本当にこれだけなのかな何かもう少し違う問題はあるんじゃないのかなという気がしております。それをどういうところで書き込んでいけばいいのか、具体的なアイデアがあるわけではないんですけども、特に国で議論していることでも、どちらかというところ、これまで環境問題というのは、経済成長にしる、人口増にしる、そういう圧力が高まる中でいろいろな悪影響が出てくるという問題だったと思うんですが、非常に長期を見据えれば日本の人口も減っていく。東京都は多分そうではないんじゃないかなという予測もあるわけですけども、そういうことの中で都市の持続可能性とおっしゃっている部分が一体どの辺までならみ得るのかなと、このタイトルを改めて拝見して感じていたんです。

一気にそこまではいかないまでも、さっきご指摘のあった建築物に関しても、今の問題だけじゃなくて、かなり長い将来を見据えた場合に何か今もう少し考えておくべきことがない

のかどうかと、包括的にどこかで検討いただければいいんじゃないかなと思いました。

【福川部会長】 多分今の基本計画の中では、これから後半で議論するあたりが、その辺をもう一度いろいろな項目を改めて再編成してやや包括的に扱うようになっているんだろうと思いますけれども、もう少しご意見をいただけますか。

【大塚委員】 細かい話になってしまいますけれども、建築物と多少関係しますが、先ほど座長もヒートアイランドのことに触れられました。ヒートアイランドは、都市づくりとか都市活動のあり方ということになっているんですけど、ここで環境影響評価のようなことが当然出てくるんじゃないかと思うんです。言葉として出ていないので出てきてほしいなという感じがしますけども、私は環境影響評価の方も前に少しかかわらせていただきましたが、ヒートアイランド関係の項目があったかどうか、ちょっと覚えていないんです。人工排熱ももちろん大事ですけども、建物を建てるときに例の海風が、海辺の方に高いビルが建つと吹いてこなくなっているのがヒートアイランドの1つの原因だと言われてはいて、そういう観点も、アセスを含めて、高いビルを建てるときにぜひ考慮をしていく必要があるんじゃないかと思います。その辺はどういうふうになっておられるでしょうか。

【小川副参事】 前回もご指摘をいただいて、環境影響評価の部分、第3部、後半であわせてご説明をしようと思っていたところです。もう一度そこでご指摘をいただきつつ、検討いただければと思います。

【大塚委員】 特にヒートアイランドとの関係でも必要じゃないかということをご指摘しているのですが。

【小川副参事】 その部分につきましてはご意見を踏まえていきたいと思います。

【福川部会長】 だけど、一応ざっと今いただいたところを、1節、2節ともしご意見があったらいいので、さっと見て、もしなければ次の後半に入りたいと思います。

それでは、すみませんが、今前半でやった自動車公害対策の徹底の部分に関してはご意見はいかがでしょう。第1節、特にないですか。また後でもう一度お伺いしますが。

第2節の有害化学物質対策の推進に関してはいかがですか。予防原則というのが本当はここだけじゃないというご意見がありました。

【市川委員】 化学物質に関しては、P R T R法とかできて、都民の化学物質に対する理解というのも随分進んできていると思うんですね。そういう中であって、化学物質は規制して監視の強化という、すみません、この言葉なんですけど、ちょっと古典的な感じがしております。規制ではない、使う側の情報公開とか自主管理がとても大切だということをもっと積極

的にうたうようなことができないのでしょうかという提案なんですけれど。

【小川副参事】 基本計画のつくりで言うと、現基本計画の「有害化学物質の規制、監視の強化」という部分がタイトルのリードとしてありますので、こういう形でやっております。文章の中身を個別に見ていただきますと、確かに規制もしくは監視の強化という部分と、あわせてそれぞれ事業所の自主的な取り組みですとか、そういうところをこれからどう誘導していくか、もしくはうまく施策の中に盛り込んでいくかが課題ということで書き込んでありますので、その辺はバランス的には認識しているところでございます。

【福川部会長】 また別の項目でもそういう話が出ると思います。

次の第3節の騒音・振動等に関してはいかがですか。特に個別적으로ご意見はありますか。

それじゃ、これは割にオーソドックスな環境問題ですが、第2章の「都市と地球の持続可能性の確保」に関して、第1節の地球温暖化防止はもう既にご意見が出ましたけれども、さらに何かつけ加えてご意見がありますでしょうか。ここはいいですか。

それじゃ、次の第2節の「ヒートアイランド対策の展開」に関してはいかがでしょうか。これは既にご意見を幾つかいただきましたけれども、いいですか。

次の第3節の「廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進」というあたりは。

じゃ、次に行きましょう。ほとんど議論になっていませんでしたが、第3章の「自然環境の保全と再生」の部分、まず第1節の「自然の保全と再生」のあたりはいかがですか。

【大谷委員】 これもお尋ねになると思うんですが、この部分で東京グリーンシップというお話が出ていまして、我々企業からいたしますと、こういう自然環境の保全については非常に関心を持つように今はなりつつあるのでございますけれども、ここに書かれていますように、行政からしても企業の参加が不可欠であると。お互いにニーズがあるように思うんですが、そこがまだ十分に今の段階では行き届いていないという書かれ方だと思います。私が冒頭お尋ねした部分と重なるんですが、その辺はまだどんなものがもう少し足りないというように考えていらっしゃるのでしょうか。

【小川副参事】 正確に発言できるかあれなんですけど、東京グリーンシップ・アクションというのは、たしか平成14年、15年ぐらいからスタートした事業でございまして、まさに民間企業の方に特に緑地の保全というところで活動をしていただく。それも特徴としては、資金協力だけではなくて、その企業の従業員の方にボランティア活動に参加していただくというスキームでやっている事業です。私たちが言うのも変ですけども、非常におもしろい取り組みの一つだと考えております。

この中で今企業の参加ということでいろいろ募集をさせていただいている中で、活動の場所とか緑地の場所の問題とか、いろいろな条件があると思うんですけども、この辺で民間企業の皆さんがもう少し参加しやすいものを検討しなくてはいけないという認識に立っているようです。少し課題があるという認識で、事業を執行している担当者は検討しているということで、それ以上細かい話は私からうまく伝えられないんですけども、そういう認識があるので、現在まさに民間企業の方たちもそういう意識でいらっしゃるところで、その力をどうやって私たちも受けとめていくかというのがまさに課題だという認識をしていると聞いております。

【福川部会長】 大谷委員、いいですか。何かご意見というか、ご提案みたいなのがありますか。

【大谷委員】 こういうお話というのは、なかなか企業には届かないと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、伝わりにくいのかもかもしれません。ですから、我々の会社で言いますと、やはり商品的に水と関係が深い。水は緑と関係が非常に深いということで、少なくとも工場のある地域では工場の水源地、これは全地域にそういう活動をしていこうということで、3カ年計画ぐらいを立てて取り組みを始めたところなんですね。もう少し余力があればもっとほかの地域もそういう手を何とか加えていきたい、こんな考えを持っております。そこをお互いにうまく情報のやりとりができれば、もちろん全部に対応できるということはありませんけれども、いろいろな企業さんがいらっしゃいますので、どこかしらそういうニーズがうまく合うところは必ず出てくるんじゃないかなという気がしているんです。

【福川部会長】 ありがとうございます。

それでは、先へ行きましょうか。

【下村委員】 もう一点よろしいでしょうか。先ほど窪田委員からも出ていたんですが、この3年の間に景観の問題は認識が大きく変わった事項の一つだと思います。景観法が公布されたり、文化財保護法が改正されたりとかという流れの中で、ここで取り上げておられる農地の保全や丘陵地の保全の問題にも景観というキーワードが入った方がよいと考えます。

近年の景観という言葉の中には地域性、つまり個別の地域の特性を生かしながら緑や自然を生かしていきましょうという意味合いが入ってきますので、景観という言葉がこの部分に入った方がいいであろう、というご提案というか、意見ですね。

それから、単に緑地を配置だとか連続性という問題でとらえるだけではなく、地域の文化や生活様式を反映した存在であるという意義についても書き込んでいただいた方がよいと考

えています。

【福川部会長】 ありがとうございます。確かにそうですね。景観というのは前の基本計画の後にわかにクローズアップされた話のような気がしますので。

生存部分に加えてもう少しやさしと言うと変ですが、あるいは美しさというような観点ももっと出てきて、こういう自然の保全についてももっと高いレベルが求められるようになったことが出てきたんじゃないかと思います。

それでは、すみませんが、先へ行かせていただいて、第2節の水質に関連しては。

【大塚委員】 基本的に賛成ということで申し上げているわけですが、「地下水の保全と地盤沈下の防止」のところで、「地盤沈下の防止と地下水の有効利用の両立」というのが書いてあって大変結構だと思います。地下水適正管理方策の検討はぜひ進めていただきたいと思いますし、もし書ければ、地下水の総合的管理とかいう言葉、あるいは一体的な管理とかいう言葉が書ければもっとありがたいと思います。

まさに専用水道等の問題があり、一方で非常に規制をしていますので、不公平が今かなり起こっています。地下水の総合的管理というのは多分今後必要になってくると思いますので、もしそのぐらいの言葉で書いていただくとありがたいんですが、他方、地盤沈下の防止も非常に重要なのでなかなか難しいのかもしれませんが、意見としては、総合的とか一体的という言葉が入るとありがたいと思っております。

【福川部会長】 ありがとうございます。地下水の適正管理方策よりもっと総合的な方がいい。事務局から特にありますか。了解ということですか。

【自然環境部（西田）】 総合的というふうな意味は活用と規制と両方という意味ですよ。

【大塚委員】 そうです。

【自然環境部（西田）】 そういうつもりで適正管理方策という記載をしております。

【大塚委員】 地下水の全体がわからないとなかなか管理ができないわけですね。だから、そういう意味で総合的とか一体的とかいうことを言っていたのですが。

【福川部会長】 個別の場所場所ではなくて、もう少し全体の水の流れとかなんかをにらんだ地下水マスタープランみたいなのが必要だというようなお話なんですかね。

【大塚委員】 そういうことが必要となってくると思います。

【福川部会長】 地下水にはそういう視点も必要になるということですね。

ほかに水のところはよろしいですか。

【森口委員】 「水循環の再生」、特に最初を書いてある雨水浸透貯留のあたりに少しかか

わるのかもしれませんが、ここで書かれているのは、どちらかというところ、洪水対策的な意味合いが強いのかなと思うんです。さっき2章のヒートアイランドのところでも、道路ですが、いわゆる地表面の透水化の話が書かれたかと思うんです。これは温暖化の影響であるかどうかは別として、特に最近都市での集中豪雨が非常に目立っている。これを環境問題と関係づけて書くのがいいのかわからないんですが、いろいろな意味で恐らく熱、それから水に関して非常に人工化した都市環境にかかわりの強いところがあるように思いますので、3章と2章にまたがる部分かもしれませんが、その辺の関係づけを定性的にでもどこか書いていかれると、非常に大きな方向性としては何か示せるのではないかなという気がいたします。

【福川部会長】 大きな方向性のご意見だったと思います。

ほかに水のところはよろしいでしょうか。

最後の第3節の生物多様性の確保のあたりは。

【下村委員】 具体的なところから言うと、2番の「環境と観光の調和」のところですけども、先ほど予防の問題とかプライシングの問題が出ていたと思うんですが、緑や生物など自然環境の問題についても、単に人を入れるのをとめる、つまり人為を排除して保全していきましょうということではなく、やはり常に手をかけながら管理をしていきましょうという考え方が出てきています。そのためには当然、費用が必要になります。里山のところには、費用について書いておられるんですが、「環境と観光の調和」のところでも、財源の確保に関して大きな可能性があるということがポイントの一つだと考えています。

ここしばらくの間に、環境整備協力金や環境に関わる税の問題が大きくクローズアップされてきており、財源として可能性が高くなってきていると認識をしていますので、費用の問題にも触れていただいた方がよいと思うんですね。特に、観光の場合には、下手すると住んでいる人と同じぐらいの人数が域外から来訪しますので、ごみですとか尿尿の処理等の問題にしても、来訪者からある程度徴収したり、協力していただくという姿勢は打ち出しても理解してもらえらると思います。

全体としては最初の理念的な部分に、環境配慮が内在化された社会システムという書き方をされていますけれども、緑の問題もダイナミックな（動的な）保全や保護のあり方が重要になってきていると考えています。どういう形で、人為をコントロールするとともに、自然の状態を保全管理していくかをシステム化していくかが課題となってきていますので、前段の理念と結びつける上で、ここでの記述が重要になると思います。

【福川部会長】 なるほど、新しい考え方だと思います。

それでは、また飛ばしちゃったところもあるような気がしますので、お気づきになったらもう一度後で言っていただくこととして、済みません、後半にとりあえず入らせていただきたいと思います。

じゃ、後半の説明をお願いいたします。

【小川副参事】 後半につきましては、前回の部会でご説明いたしませんでした第3部、第4部、第5部についてご説明させていただきたいと思います。資料ですけれども、資料3と資料4になります。第5部の部分を書きました資料4ですけれども、これは基本計画の中で個別の施策、事業について3カ年分のそれぞれの進捗を整理したものでございます。こちらについては後でご議論の際に見ながら使っていただければと思います。

これから資料3に基づきまして、第3部、第4部について中心的に説明させていただきたいと思います。

第3部の部分ですが、「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」ということで、7つの大きな仕組みを挙げております。先ほどの第2部は今後の課題ということで整理いたしましたけれども、この資料3につきましては、これまでの取り組み状況と今後の課題とあわせて記載させていただいておりますので、ちょっと見にくいかもしれませんが、ゆっくり目に説明させていただきます。時間は短目に、場所はわかりやすくいきたいと思います。

では、表紙を1枚おめくりいただきまして、第1節「環境配慮を優先した都市づくりの推進」の部分でございます。一番上に「ヒートアイランド対策取組方針の策定」ということで、ヒートアイランドという問題が顕在化いたしまして、特に都市づくりにおける環境配慮の必要性が認識されるようになってきたのではなかろうかと思っております。こういうことを踏まえまして、一番下の「施策の展開に向けた課題等」ということで括弧の中にとじてありますけれども、都市基盤整備における環境配慮の必要性は、ヒートアイランド対策等を契機に一層強く認識されるようになってきている。今後は環境配慮の内容が、本環境基本計画に示す施策と、より明確に整合するような仕組みづくりの検討が必要であるというふうに考えております。

1枚おめくりいただきまして裏面になりますが、「環境都市基盤」の整備」ということで整理をしております。この部分につきましては、例えば風力発電ですとか太陽光発電の自然エネルギーの発電設備またスーパーエコタウン事業などによって整備しました廃棄物処理施設、こういうものを環境都市基盤として位置づけたらどうかというふうに現基本計画で

提案しております。これにつきましては、今後、再生可能エネルギー施設を初めとするこうした環境都市基盤の整備につきまして中長期的な導入の目標やシナリオを明確にしていく必要があるというふうに考えております。

3番目の「環境影響評価制度の推進」でございますが、印で書いてあります計画段階アセスメント制度の条例化を平成14年7月に行っております。現在の実施状況につきましては、平成19年9月、その下のポツの2つ目のアスタリスクのところでございます。豊洲新市場建設計画、国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線、この2事業で現在実施している状況でございます。

今後の施策展開に向けた課題等ということで、一番下になりますけれども、環境影響評価制度以外での取り組みとして、より上位の計画等に対する環境配慮の推進につきましては、現在は計画策定時における個別の調整をしております。この中で環境への配慮がなされるよう運用いたしておりますけれども、今後は一層の明確なルールづくりを検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、建築物の環境配慮制度につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、現在強化された制度について効果的な運用を進めるということで考えております。

3ページの第2節の部分でございます。この部分につきましては「経済的手法の活用」ということで、これまで取り組んできた事項といたしまして、東京都税制調査会における検討、環境税に関する検討が行われております。また、2つ目の四角でございます、金融機関との連携による環境対策の推進もやってきております。3番目の四角、都監理団体や区市町との連携ということで、低公害車の料金割引の実施またグリーン購入の推進などをやってきております。

1枚おめくりいただきまして4ページをごらんください。こうした取り組みにつきましては、今後の施策の課題ということで、これまで取り組んできました金融機関との協力など一層推進するとともに、グリーン購入や料金割引制度につきまして他の分野への拡大、他自治体や民間企業への拡大などに取り組んでいく必要があると考えております。また、税制についても、その活用方法について検討していく必要があるというふうな認識をしてございます。

第3節の「環境産業の育成」の部分でございますけれども、都の環境施策の推進に伴いまして、この四角の表の中に分類してあります自動車排ガス対策、ヒートアイランド対策など、こういう分野で製品技術開発が進展してきているという認識をしております。今後の施策に向けた課題につきましては、その枠の中の一番下ですが、環境政策の推進に有効な環境技術

の開発等を促すため、今後も環境政策の方向性を的確に示していく必要があるという認識でございます。

第4節「首都圏連携と広域自治体としての役割」といたしまして、八都県市 - - 首都圏3県と政令指定都市、八都県市によるさまざまな連携の取り組みをしております。ディーゼル車排出ガスの規制の共同実施や、4ページの一番下ですけれども、「産廃スクラム27」ということで産業廃棄物不適正処理の広域的な協議会をつくっております、この中で取り組みを進めたりしております。

5ページをごらんください。こうした取り組みを踏まえまして、今後、温暖化対策や緑の保全などさまざまな分野で首都圏の連携を強化していく必要があるという認識でございます。また、「区市町村の主体的な取組への支援と連携の強化」の部分につきましては、環境科学研究所によるさまざまな技術などにつきまして、その技術的な支援を行ってきておるところでございます。また、廃棄物につきましては、市町村と共同で国への提案なども進めてきております。今後の展開につきましては、この部分について引き続き連携強化、技術的な支援を進めていく必要があるという認識でございます。

6ページをごらんください。「情報受発信機能の強化とパートナーシップ」につきましては、一番上のところですが、環境局のホームページで積極的な情報提供をするとともに、海外向けの情報発信についても今取り組み始めているところでございます。

7ページをごらんください。また、広聴・公害紛争処理もやっております、この部分で都民からの声、公害苦情の相談などにも取り組んでいるところでございます。

8ページをお開きください。また、これまでさまざまな主体との連携を重視した協働の仕組みということで、「企業、区市町村と連携した環境学習の推進」、ちょうど中段になりますけれども、環境科学研究所で測定しているCO<sub>2</sub>濃度の情報を民間メディアへ提供したり、また先ほど大谷委員からお話がありましたボランティアなどについてもいろいろな主体の方たちとの連携を取り組んできているところでございます。

9ページをごらんください。これまで環境審議会からもご意見をちょうだいしましたけれども、特に海外向けの情報発信を強化していくべきと考えております。また、継続的に情報発信をしていくための仕組みも必要であると考えております。さらに、これまで以上に企業等との連携による環境学習のさらなる推進で取り組みを進めていくことが必要と考えております。

第6節「調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用」ということで、環境科学研究

所におきましてさまざまな取り組みをしております。ディーゼル車規制による大気汚染改善効果の検証、その調査、研究、またヒートアイランドに対する技術検証や気候の調査などについて取り組んでおります。

10ページをごらんください。そのほか、ちょうど中段ですけれども、民間企業との連携ということで共同の取り組みも行っているところでございます。

11ページをごらんください。こうした施策につきましては、新たな環境問題、課題についての検討を進めていくとともに、さまざまな技術、知見については情報提供をしていく、その仕組みについても検討していくことが必要だと考えております。

最後に、第7節になりますけれども、都庁の「率先行動の拡大」でございます。現在ISO14000を取得しつつ、また今般、地球温暖化対策についての取り組みの強化を定めました地球温暖化対策都庁プランを定めたところでございます。また、グリーン購入の推進ということで、さまざまなグリーン購入の品目の拡大等についても取り組んでおります。このような都が事業者の責任として率先行動をしていくとともに、グリーン購入の拡大などにつきましては八都県市や民間企業との連携をさらに推進していく必要があると考えております。

第3部につきましては以上でございます。

最後のページ、12ページになりますけれども、第4部で、ここにつきましては「環境の確保に関する配慮の指針」を定めた部分でございます。本指針につきましては、ちょうど中段の構成という部分の、 になります。都市づくりにかかわる配慮の指針と全般的な指針を定めておまして、その性格といたしましては自主的・自立的な適用を求めている状況でございます。

現在活用状況につきましては、都庁内でのさまざまな事業局からアンケート調査をやりまして出したものでございますけれども、例えば他の具体的な要綱などで定めた配慮事項を規定してあるので、この配慮の指針が活用されていない。また、どんなふうに使った場合に活用していると言えるのかというようなことがあったり、内容は一般的な部分が多いので、具体的でなく活用しにくいというようなご意見もいただいております。今後の課題ということで、配慮の指針自体の活用は十分なものとは言えない状況にあるという認識でございます。この指針の活用に向けた仕組みの再構築などについて検討していくことが必要だと考えております。

以上でございます。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいたことに関連してご意見とかご質問とかお願いいたします。

【大塚委員】 さっきのヒートアイランドの話は、アセスの話も今していただきましたけども、あれは事業アセスになると思いますが、項目に入っているかとか、あるいは今後入るご予定があるかどうかというあたりはいかがでしょうか。9ページの研究が進むまでやらないということなんですが、その点を含めて。

【都市地球環境部（木村）】 環境アセスメント条例の項目の中にヒートアイランド対策という項目は明確にありません。なぜかといいますと、課題は、多分予測は十分可能なんです。今いろいろな映像で、暑くなる場所、涼しい場所とかできるんですが、果たして事業者にどこまで求めるんだと。その開発現場あるいは建築物でどこまで求めるのかという評価すべき基準、ここが非常に難しいかなと思っております。その辺が課題であります。

一方、建築物環境計画書制度では、延べ床面積が1万平方メートルを超えるところですけども、前回の資料の中ではつけておりますが、ヒートアイランド対策の項目といたしまして人工排熱、被覆対策、それから風の道を確保という視点での建築物レベルでの対策、評価項目は入れております。

ただ、アセスとしてどこまでやるかというところで課題かと思っています。

【大塚委員】 基本的にお伺いしているだけなんですけど、建築物環境計画書の中で、例えば風の道確保とかという話が入っていても、アセスでやらないと、後になってしまうと十分な対応がとれないということはないんですか。もちろん、さっきおっしゃった事業者にどこまで求めるか基準がわからないという話は私も一応了解しないわけではないですけども、建築物の評価書だけでは不足のところはないんでしょうかということをお伺いしておきたいんです。

【福川部会長】 2つの関係。

【都市地球環境部（木村）】 前回資料2の横の26ページ目になりますけども、こちらが建築物環境配慮指針、建築物環境計画書で評価している項目です。ここでは入れております。ただ、この建築物環境計画書制度はあくまでも3段階評価という形で、より高くやれば段階が上がりますということで、どこまでやるということじゃなくて、より進んだ方向をやれば評価されますよという視点なんです。一方、環境アセスメントになりますと、都民の意見を聞いて知事の意見を出すということになりますので、どこまで意見を出すのかというところをもう少し研究しないといけないかなと思っています。

【大野企画担当部長】 ちょっとつけ加えますと、環境基本計画は4年前ですけども、風の

道の問題というのは初めて出した話なんですね。そのときまだ一般ではほとんど議論されていなかった話なんです。それがこの三、四年間やってくる中で、今の仕組みづくりのところでは書きましたけども、例えば都市づくりの中でも風の道という観点で市街地再開発に当たって検討するという方向性は出ています。

それから、個別の建築物環境計画書制度の中では、1万平米超が対象ですけども、そういう観点も入れているという段階で、我々の感触としては、基本計画をつくったときと比べれば相当前に進んだなというふうに思っております。ただ、おっしゃるように、アセスメント条例の中に明確に組み込むところまでいっておりませんが、これが次のステップかなと思っております。

【福川部会長】 今に関連して、ほかの委員の方はよろしいですか。

じゃ、ほかの件でもありましたら、いかがでしょう。

【大谷委員】 環境税のことでちょっとお尋ねと言うと妙ですが、お聞きしたいんです。

我々企業として、自分たちが対策を講じていくことでCO<sub>2</sub>を減らすという部分でのコスト、それからこういうふうにどっとかかってくる環境税と、下手をすると二重にかかってくるわけです。きょうの新聞にたしか出ていたように思うんですが、今ガソリンが大分高騰しているというのは既にご存じだと思いますけれども、それでもほとんど需要は減っていないという記事があったように思うんです。最近、特に原油が上がって、これだけガソリンの値段が上がっても使用についての影響がほとんど出ていない。そういう部分も踏まえながら、これは検討されていくということなんですけれども、どんな方向を目指していらっしゃるのか。もちろん、環境省が言っているような形がまだ余り崩れてはいないと思うんですけども、その辺、差し支えない範囲でお聞かせいただけないでしょうか。

【福川部会長】 都の方で何か。

【大野企画担当部長】 環境税につきましては、この3ページに書いてございますけども、東京都の税制調査会で平成13年か16年で1回検討しました。その後、都としてまとまった検討が行われておりません。基本的認識としては、そうした経済的手法は有効であると考えておりますが、環境税だけでなく、それとさまざまな手法を組み合わせた総合的な対策を打っていく必要があると考えております。ただ、現時点では国で大分検討、議論されておりますので、それを見守っている段階です。

【福川部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方はこれに関して何かご意見はありますか。特によろしいですか。

ほかの点に関していかがでしょうか。

【市川委員】 7ページの第3部の公害苦情相談なんですけれども、過去10年の相談受け付け件数の推移を見ると、極端にふえてもいないけれども、減ってもいないという感じなんです。騒音に対することというのは、私も先ほど前段のところではほとんど何も発言せずに、皆さんパスできたんですけれども、件数が同じぐらいで推移して、しかも騒音に対する苦情が多い。これは公共交通機関、いわゆる飛行機だとか鉄道だとか、そういったものに対する騒音の苦情が多いんでしょうか。内容的なものをちょっとお尋ねしたいんですけれども、もしわかれば。

【小川副参事】 申しわけございません。私の担当なんですけれども、細かいデータは持ってきていないので正確なお答えは難しいところなんですけど、この中には確かに道路騒音もありますし、航空機騒音もありますけれども、全体としてはそんなに多くありません。やっぱり昔からあるような工場等の騒音、あと統計上明確に区分は一応やっているんですけれども、近隣騒音、そういうものも苦情として寄せられています。ただ、この中で処理しているのは、典型7公害の中での区分ということで、そういうものは入ってこないんですけれども、工場からの騒音などがこちらの中には多く入っていたと記憶しております。

【福川部会長】 減っていないというのが何か印象的ですね。もうちょっと調べていただきたいと思います。

ほかの点ではいかがでしょうか。

【下村委員】 これも質問なんですけれども、モニタリングのところに関してです。ここに書かれているのは専門家によるモニタリングなんですけれども、例えば、教育機関を使ったりあるいは都民を通してのモニタリングは、パートナーシップの問題や広報の問題とも連動した手段として効果的であると思います。そうした点に関する記述がないんですが、こうした都民等によるモニタリングを東京都では余り考えていらっしやらないんでしょうか。

【小川副参事】 私の記憶も余り正確ではないんですが、恐らくNPOの方や市民団体からのデータではなかったような記憶です。

【大野企画担当部長】 モニタリングなんですけれども、大気汚染関係とか、そういう前からやっているものについては測定局でしっかりデータをとっています。1つ、今後展開があり得るなと思っていますのは、ヒートアイランドの対策に関連して、温度とかそういうものは小学校の百葉箱を使って都内100カ所でやっているんですけども、百葉箱も劣化をしていたりしてなかなか持続可能でないところがあります。その辺をもう少しいろいろ違う形

で、企業の側の発想とあわせたりとか、そういう形で考えられないかということについては検討しております。

【下村委員】 今のお話のように、大気や水の問題もあると思うんですが、都民の皆さんにとっては、虫がいるとか、緑が減ったとか、身近な自然環境の問題にも関心があると思います。環境省さんも、おおむね5年ごとに、一般の住民から情報を収集する調査を実施しておられますよね。東京都にも比較的専門的な目を持った住民の方も多いので、環境状態の指標としての生物の状況や緑の状況を、都民からの情報を通してチェックすることもできるんじゃないかと思うんですが、そうした点に関してなんです。

【自然環境部（西田）】 生物に関しましては、日ごろからNPOですとか市民の方から情報をお寄せいただくことが多いので、そういうことをまとめて使っていこうという考え方は持っております。今のところそれを組織的にやるとかいうことはまだ検討段階でございます。

【福川部会長】 多分このモニタリングは、いろいろな政策を実施しても、ちゃんとチェックしていないと効果がわからないわけで、その分野を着実にいろいろな新しい施策に合わせてつくっていかなくちゃいけないという意味で出されているかと思いますが、考えてみると、そうなってくると、前の方の情報受発信とか公害苦情相談とかというようなものともだんだん関連して、もう少し市民感覚で別のいろいろな指標も酌み取れるのではないかと。あるいはNPOの方々との協働もあるんじゃないかというような視野を広げること指摘が今あったのではないかと考えています。

ほかにいかがでしょうか。

【窪田委員】 今回の進捗状況などについてということの意見ではないのかもしれないんですけども、第3部で1から7まで挙げていただいているわけなんですけど、都庁内部の連携と申しますか、横をどうやってつないでいくのかみたいな話が、もちろんこれは進捗状況などについてのコメントなので今抜けてしまっているわけです。結果的にそこを書いていないから、第4部の最後のページのところで、環境の配慮指針がどうやって使われているかという各局からの主な意見を紹介いただいたんですけども、ほかの局で結局は使えていないという状況になってしまっているのかなと。

そこが多分これまではあえてといいますか、戦略的にほかの局とやるよりは環境局でできることをきちんとやるのが非常に重要で、それがまた有効だったということもあるかと思うんです。今がふさわしい時期なのか、すみません、私は判断できないんですけども、先ほど景観だとか、例えば私なんかは福祉ということも重要かと思っているんです。そういう

ほかのところとの連携みたいな話をどういうふうに考えていくのかというのは、先ほど森口先生もおっしゃっていましたが、超長期的な課題なのかわかりませんが、どこかで検討すべきなのかなと考えております。

【福川部会長】 第4部にかかわってきましたね。第4部は、多分この基本計画の新機軸だったと思うんですが、ちょっと残念な結果になっていますけれども、これらを含めて都の方で何かお話がありますか。

【小川副参事】 先ほどの4部の説明と重複するところもあるかと思えますけれども、2ページの四角のところに書いてあるんです。1つは、上位計画については個別に、例えば福祉ですとか、環境ですとか、そういうところと個別の調整をやって環境への配慮を計画の中に盛り込んでもらうというような運用はきっちりやっておるつもりです。その中で、一体どういうルールで、このルールで十分か不十分かという議論はあると思えますけれども、そういう形で環境への配慮ということで、ほかの計画についてはきちんと環境局から配慮しているという認識であります。

配慮の指針の部分は、運用のところ確かに難しいところが課題としても出てきています。それは、以前に比べると、いろいろな事業とかについてもこういう環境配慮をしるというようなものがそれぞれの技術指針ですとかいろいろなところで出てきていて、それと配慮の指針のレベルが、逆にそれぞれ個別の事業で使う指針の方が細かく書いてあったりすると、配慮の指針はその上位のところにあるので、では一体どういう使い方をすればいいのかというご議論が意見の中に書かれていたというのがここで割愛しながら書かせていただいた部分です。

ですので、この配慮の指針も、全体のつくりと、それをどの部分で、どういうところで各局の計画策定や事業実施のところで使ってもらうかというのをもう一度再構築していかなくてはいけないという認識です。

【福川部会長】 今のあたりは、ほかの委員の方、ご意見はいかがでしょうか。

【大野企画担当部長】 これまでも別に環境局は環境局だけで仕事をしていただけではありません。特に1ページに書いてあるんですが、ヒートアイランドについては対策推進会議という会議を持ってしまして、この中で建設局とか都市整備局、ハード系の局と連携をしております。既に、ここに書いてあるとおり、市街地整備事業における整備指針ですとか、建設局では環境や地域に配慮した舗装体系とか、そういうふうな仕組みができています。

ですから、下に書いてあるとおり、ヒート対策を契機にして大分そういう仕組みでつながりを持っています。それから、個別の例ですけれども、「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」をつくってしまっていて、これはかなり細かく、小笠原という特に環境にセンシティブな地域における公共事業のあり方なんですけれども、チェックする仕組みなんかをほかの局と一緒に考えてつくっておりますので、こうした方向は今後とも強化していきたいと思っております。

【大塚委員】 その点については法的な話になってくるんだろうと思いますけども、環境について都庁全体で対策推進会議のようなものを、部長とか課長あたりを含めてもしおつくりになると大変よろしいかと思えます。これも多分先の話かもしれませんので。それは、環境局がおっしゃってできることかどうか、そこもなかなか難しいかもしれないので、都知事のイニシアチブとか多分必要になってくるんじゃないかと思えます。ほかの自治体でそういうことをやっているところはないわけではないので、東京都も環境に熱心でおられるわけですから、将来的な話としてはお考えになっていただくといいかなと思えます。

それから、非常に基本的な話でお伺いしておきたいんですけども、この4部の環境配慮の指針というのは、例えば都民あるいは事業者も配慮を行うということをお考えになっているんだと思うんですけども、この配慮指針に従うと何かメリットがあるとかいうことはあるんですかね。その辺がないと最後の活用状況が不十分という話に結びついてしまうのかなという気が少しするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

【福川部会長】 メリットは。

【小川副参事】 メリットはありません。

【大塚委員】 そういうのをもし考えていただくと将来的にはいいのかなと。でないと、完全にモラルに任せてしまうことになると思われま。

【福川部会長】 どういうメリットをつければいいんですか。

【大塚委員】 それは経済的な何らかのインセンティブですけども、その財源があるかとかいうことも含めて、もう少し時間をかけてご検討いただくことかもしれません。あるいは、融資の条件を少し緩くする、優遇するとか、そういうことがとりあえずは考えられますが、それはちょっと時間がかかることかもしれません。

【大野企画担当部長】 それにつけ加えますと、基本計画をつくったときには、環境配慮の指針の適用状況などを各局が取り組み状況として報告するような制度をつくらうと考えておったんです。ですから、それは各企業がつくっている環境報告書のCSRの報告書と同じよ

うな中で、この局はこういうふうに環境配慮しましたと。それが評価されると考えておったんですけれども、ここはまだ実現できていない部分なので、現在、基本計画の中で残っている仕事というふうに思っております。

【福川部会長】 これからの課題であると。だから、都全体として基本計画の方針をきちんと実行していくための一つの仕掛けとしてあるわけですね。これをもう少しやっていく必要がある。

ほかにはいかがでしょうか。場合によっては前半のところ、ぱぱっとやってしまいましたので、もしお戻りになることがあったら戻っていただいてもいいんですが、大丈夫ですか。何しろこの会議は3カ月に1遍で、次回がまた来年になってしまいますので、ぜひ何かありましたらいかがでしょうか。大きな枠組みでもよろしいですよ。細かいこともたくさんあるかもしれませんが、環境政策全体がいろいろなレベルでご努力されて進んできているわけですが、いろいろな障害もあると。それから、いよいよ構造問題にだんだん差しかかってきて難しい問題も出てきている。しかし、人口減少とかいろいろなこともあって、その辺を考えていくとさらにいろいろな工夫が考えられると。大分ご意見をいただきましたが、森口先生あたり何か。

【森口委員】 ちょっと時間が来ておりましたし、私自身も次の約束があるものですから、言ったものかとどうかと思いながら……。

最後に出ていた、大塚先生のご指摘があったんですけど、メリットはあるんですかという話に対して、ないですと余りはっきり言い切られてしまうとなかなかつらいものがあるかなと思っています。税制のところ、炭素税に特化した書き方をされていた気がしましたので、それ以外、今、法定外目的税の話なんかもあります。これは本当に総論ですけども、やっぱり少し報われる仕組みを入れないと、心がけだけでこういう話を推進していくのは難しいんじゃないかな。余りお金の話に割り切り過ぎるのはどうかという話はあると思うんですけど、やっぱりインセンティブが少しないと動かないかなと感じました。感想以上のものではございません。

【市川委員】 8ページに地球温暖化対策推進ネットワークの設置というのがあって、私、これの見学に参加したんですけども、CSRとかきちんと取り組んでいる大きな企業の方が本当に素晴らしい内容を発表されて、中身的にはいいんですけども、来ていらっしゃる方々が本当に必要な中小とか零細とかと言われる企業の方がお見えになっているのかなというのが疑問でした。先ほどのインセンティブの話ですけども、やはりインセンティブは必

要で、どんなに零細な企業でも環境経営をすることが必要なんだ、それがメリットにつながるんだというあたりをもう少し都としてもきちんと明確に出していただきたいと思っております。

【福川部会長】 いろいろなこれまでつくってきた制度も、中小企業もそうだし、ビルもそうだし、それから交通の運輸部門とか、まだまだ手がついていない部分があって、そこにどうやってこれからやっていくか大きな課題だと思うんです。

ほかにいかがでしょうか。

【小川副参事】 いろいろなインセンティブということで、私たちも手をこまぬいているわけではありません。例えば3ページの環境税の下の「金融機関との連携による環境対策の推進」ということで、今銀行関係の方たちといろいろな取り組みを進めさせていただいております。その中で、例えば中小事業者への低利融資のあっせんですとか、こういうのは例えば商工中金さんでおつくりいただいたり、きょう建築物のシンポジウムをやっているんですが、住宅に関しましてはローンをディスカウントしていただくということで、住友信託さんでそういう商品をつくっていただいたりとか、私たち独自ではできませんけれども、事業者さんのCSR活動の中でそういう促進していくような取り組みもやっておりますので、ぜひその部分については期待していただきたいと思っております。

【福川部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それじゃ、どうもありがとうございました。もしこれで特に最後にどうしてもというご発言がなければ、いいですか、終わって。

それじゃ、議事次第ではその他というのがありましたね。その他に関して事務局から。

【小川副参事】 申しわけございませんでした、お時間のないところで。

今回のスケジュールの部分ですけれども、資料5の3で、本日、「秋」というところで、10月21日開催させていただいております。

今回は、きょうのご意見をいただきまして、この後は個別に、私どものところの各分野でご専門の分野、それぞれ時間がありませんでしたので、お聞きしに行きたいと思っております。この間にそれぞれの委員の皆様方にそれぞれの部門からお声をかけさせていただくところもあるかと思えます。その取りまとめといたしまして、5月に拡大部会ということで、環境審議会本体で開催というのなかなか集まっていたくのも大変ということで、この企画政策部会に環境審議会のほかの委員の皆さんたちをお呼びするような形をとって拡大部会という形で、私どもの取りまとめを報告させていただこうと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。約半年の期間、作業に入ることです。どうぞ皆さんご協力をお願いいたします。

それでは、今の件に関してはよろしいですか。何かご意見とかご質問がありましたら……。

ほかには特に皆さん、委員の方々からありませんか。

では、きょうの委員会の議事はこれで終わらせていただいて、あとは事務局に引き継ぎたいと思います。

【谷上企画調整課長】 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。若干時間を過ぎましたけれども、どうもご協力ありがとうございました。

これをもちまして企画政策部会を閉会といたしたいと思います。

午後5時38分閉会